

新潟工業短期大学授業科目履修等に関する規程

制 定 平成12年10月30日

最新改正 令和7年1月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟工業短期大学学則（平成5年新潟科学技術学園規則第3号。以下「学則」という。）第22条から第35条、第46条から第48条、第50条及び新潟工業短期大学授業科目の区分等に関する規程（以下「授業科目の区分等に関する規程」という。）第4条の規定に基づき、教育課程、授業科目の履修、進級及び試験の受験等に必要な事項を定めるものとする。

(学年)

第2条 自動車工業科及び専攻科自動車工学専攻の年次は、第1年次と第2年次とする。

(授業科目履修表)

第3条 授業科目の区分等に関する規程第2条別表第1及び第2に定める授業科目は、次に掲げる授業科目履修表に基づき教授するものとする。

区分	授業科目履修表
自動車工業科	別表第1に掲げる授業科目履修表
専攻科自動車工学専攻	別表第2に掲げる授業科目履修表

2 前項に掲げた授業科目履修表は、学則、授業科目の区分等に関する規程及びこの規程に改正があった場合においても入学のときに施行されたものを卒業の日まで適用することを原則とする。ただし、必要と認めるとき学長は、履修すべき授業科目の一部について改正学則又は改正されたこの規程に基づき、教授する時期の変更又は授業科目名の読み替え等の措置を行うことができる。

3 原級に留め置かれた者は、原級において履修すべき授業科目を履修することを原則とする。ただし、学長が必要と認めた場合は原級以外の授業科目を履修することができる。

(授業時間表)

第4条 授業科目が開設される曜日及び時限等は、学期の始めに時間表によって示すものとする。

(授業科目の履修登録等)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の登録は、毎学年又は毎学期の始め所定の期間内に聴講票の提出により行う。

3 登録されていない者は、授業を受けることができない。

4 既に行われた登録の変更、追加又は取消を行う場合は、所定期間内に行わなければならない。

5 既に修得した授業科目は、再び登録することができない。

6 同一の時限に行われる授業科目は、原則として重複して登録することはできない。

7 同一名の授業科目は、重複して登録することはできない。

8 学生が選択する授業科目について、教育上の必要により大学が指導を行ったときは、学生はこの指導にそって選択科目の履修を行うものとする。

(出席等)

第6条 登録した授業科目について、学生は毎時出席しなければならない。

2 授業科目の担当教員は、出席すべき時間数の10分の8以上（実験、実習及び実技を伴う科目については、10分の9以上）を出席した学生について、成績を評価するものとする。ただし、専攻科自動車

工学専攻に属する科目の評価については別に定める。

3 必要と認めるとき授業科目の担当教員は、学生に対し補習授業を行うことができる。補習授業の時間数は授業時間数に算入することができる。

4 学生は、次の各号の一に該当する場合は、欠席届を提出することができる。ただし、欠席届を提出するときは、欠席理由を証明する書類を添付しなければならない。

- (1) 天災等の不可抗力な理由によって通学できなかったとき。
- (2) 医師の診断により1か月以上の長期療養をしなければならないとき。
- (3) 就職活動のため企業説明会等に参加するとき。
- (4) 本学において相当と認めたとき。

5 第1項に定める出席の有無は、当該授業科目の担当教員が認定する。

6 不正不当な手段により出席の認定を受けようとした者について、学長は当該授業科目の登録を取り消すことができる。

7 学生は、学長が事前に認定した講習会又はセミナーに出席することにより、相当する授業科目の出席に代えることができる。

(試験の種類)

第7条 試験の種類は、定期試験、追試験、再試験及び臨時試験とする。

(定期試験)

第8条 定期試験は、各学期の終わりに期間を定めて行う。

2 前項の日程及びその他必要な事項は、その7日前までに事務部において公示する。

3 定期試験の受験資格を有さない者については、事務部において公示する。

(追試験)

第9条 追試験は、定期試験の受験資格を有する者が、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかったときに行うことがある。

2 追試験を受けようとする者は、定期試験を受けることができなかった理由を証明する書類を添えて、所定の追試験受験願を提出しなければならない。

(再試験)

第10条 必要と認めるとき授業担当教員は、不合格者について再試験を実施することができる。

2 前項の日程及びその他必要な事項は、事前に事務部において公示する。

3 再試験を受けようとする者は、別に定める再試験受験手数料を添えて、受験願を事務部に提出しなければならない。

(臨時試験)

第11条 臨時試験は、授業担当教員が必要と認めるときに行う。

(試験の方法)

第12条 試験は、筆記試験、口頭試問、実技試験、学習報告及び課題の提出等を課すことにより行う。

(受験資格)

第13条 受験の資格を有さない者は、試験場に立入ることができない。

2 次の各号の一に該当する者は、受験の資格を失う。

- (1) 履修登録していない者
- (2) 学費が未納である者
- (3) 相当の事情により、授業担当教員が試験の受験を禁じた者

(4) 学生証を所持しない者

(5) 試験開始時刻から 30 分を経過なお入場していない者

3 学長は、前項第 4 号に規定する者について、やむを得ない理由があると認めるとき、発行当日に限り有効な仮学生証を発行することができる。ただし、学生は別に定める仮学生証交付手数料を納付しなければならない。

(不正行為等)

第 14 条 学長は、試験の実施を妨げ又は試験期間内において学内秩序を著しくみだした者に対し、当該学期の全授業科目の登録を取消することができる。

2 試験中に不正行為を行った者については、当該授業科目の登録を取消し、同一学期内において登録された全授業科目の評定を不可とする。

(学習の評価)

第 15 条 学習の評価は、百点法によるものとし、その評価と G P (Grade Point) は次の表に掲げるとおりとする。

評定	評定点	G P	単位の認定
秀	90 点以上	4.0	合格
優	80 点以上、90 点未満	3.0	合格
良	70 点以上、80 点未満	2.0	合格
可	60 点以上、70 点未満	1.0	合格
不可	60 点未満	0	不合格

2 授業科目の担当教員は、試験によるほか平素の学習状況等を考慮して総合評価により評点を与えることができる。

3 追試験を受験した者に対する評定は、百点を与えることができる。

4 再試験を受験した者に対する評定は、可又は不可とする。

5 G P は別に定める G P A (Grade Point Average) の算出に用いる。

(進級)

第 16 条 第 1 年次から第 2 年次に進級できる者は、次に掲げる表のとおりとする。

区分	必要単位数等
自動車工業科	自動車実験・実習 A 及び B を含む必修科目 29 単位以上を修得した者
専攻科自動車工学専攻	別表第 2 に掲げる授業科目の評価点の算術平均が 80 点以上である者

2 前項の規定に満たない者は、原級に留め置く。

3 前 2 項の規定は、学則第 30 条、第 31 条、第 32 条の適用を受けた者及び復学した者について準用する。

(再履修)

第 17 条 履修登録した授業科目が不合格であって、翌年度に単位を修得しようとする者は、当該科目の履修登録を行い、再度履修して試験を受けなければならない。

(卒業及び修了の時期)

第 18 条 卒業及び修了の認定を行う時期は、毎年 3 月及び 9 月とする。

(席次)

第 19 条 席次は、学生の学業成績を総合的に評価し、学年ごとに決定する。

2 席次の算出方法については別に定める。

(特別休暇)

第 20 条 学長は、学生が別表第 3 に掲げる表の理由に該当する場合は、表中の該当する日数を特別休暇として与える。

2 特別休暇は、出席したものとみなす。

3 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、専攻科自動車工学専攻については別に定める。

(登校停止)

第 21 条 学長は、学生が学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に掲げる感染症に罹患したときは、同規則第 19 条に定める期間、学生の登校を停止する。

2 学長は、学生が前項に掲げる以外の感染症に罹患し、登校を停止することが必要と認めるとき、学生の登校を停止することができる。

3 前各項の登校停止の期間は、出席すべき日数に数えないものとする。

(施行に関し必要な事項)

第 22 条 この規程の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

2 平成 13 年 3 月 31 日現に専攻科生産システム工学専攻に在学する者については、別表第 4 について、なお従前の例による。

(旧規程の廃止)

3 この規程の施行の日に、自動車工業科教育課程履修規程（平成 6 年 3 月 10 日制定、新潟工業短期大学規程第 7 号）、生産システム工学科教育課程履修規程（平成 6 年 3 月 10 日制定、新潟工業短期大学規程第 8 号）、専攻科自動車工業専攻教育課程履修規程（平成 8 年 2 月 15 日制定、新潟工業短期大学規程第 3 号）及び専攻科生産システム工学専攻教育課程履修規程（平成 7 年 7 月 4 日制定、新潟工業短期大学規程第 1 号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学するものについては、なお従前の例による。

2 新潟工業短期大学転学科に関する細則（平成 9 年 3 月 13 日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に定める単位数の計算方法及び第 19 条に定める進級の要件は、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 3 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正後の第 15 条は、施行日の前日現に在学する者についても適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の別表第 1 及び別表第 2 における日本語分野授業科目については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 16 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日の前日現に在学する者については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

自動車工業科の授業科目履修表

(自動車工業科)

区分	分野等	授業科目名	必 選 別	単 位 数	授業時間(90 分、毎 週当たり)				備考	
					1年次		2年次			
					前 期	後 期	前 期	後 期		
教養教育科目	自然科学	数学Ⅰ	必	2	1				選択科目については、1 科目1単位以上修得すること。 授業科目の末尾に(※)の ある科目は卒業要件には含 めない。	
		数学Ⅱ	選	2		1				
		物理学Ⅰ	必	2	1					
		物理学Ⅱ	選	2		1				
	人間科学	情報リテラシー	必	2	1					
		経済学	選	2		1				
		データサイエンス	選	2			1			
		キャリアデザインⅠ	必	1	1					
		キャリアデザインⅡ	必	1		1				
		インターンシップ研修(※)	選	1	夏期集中					
	外国語	英語Ⅰ	必	1	1					
		英語Ⅱ	選	1		1				
	体育	体育実技A	必	0.5	1					
		体育実技B	必	0.5		1				
	日本語	日本語A(※)	選	1	1					
		日本語B(※)	選	1		1				
		日本語C(※)	選	1			1			
専門教育科目	自動車工学	基礎自動車工学	必	2	1				認定科目	選択科目に ついては、自 動車工学分野 から2科目4 単位以上、基 礎工学分野か ら2科目4単 位以上修得す ること。
		エンジンⅠ	必	2		1			認定科目	
		エンジンⅡ	必	2			1		認定科目	
		シャシ構造Ⅰ	必	2	1				認定科目	
		シャシ構造Ⅱ	必	2		1			認定科目	
		自動車検査・法規Ⅰ	必	2			1		認定科目	
		自動車検査・法規Ⅱ	必	2				1	認定科目	
		故障探究・整備Ⅰ	必	2		1			認定科目	
		故障探究・整備Ⅱ	必	2			1		認定科目	
		故障探究・整備Ⅲ	選	2				1		
		自動車工学演習Ⅰ	必	1			1		認定科目	
										別に定める自

		自動車工学演習Ⅱ	必	1				1	認定科目	自動車整備士受験資格については、認定科目を修得することが必要である。
		自動車電装Ⅰ	必	2		1			認定科目	
		自動車電装Ⅱ	必	2			1		認定科目	
		HV・EV・FCV	選	2			1			
		自動車安全技術・新技術	選	2				1		
		ビジネス実務	選	2			1			
		自動車実験・実習A	必	3	6				認定科目	
		自動車実験・実習B	必	3		6			認定科目	
		自動車実験・実習C	必	3			6		認定科目	
		自動車実験・実習D	必	3				6	認定科目	
	基礎工学	電気電子工学Ⅰ	必	2	1				認定科目	
		電気電子工学Ⅱ	必	2		1				
		力学の基礎と機械のしくみ	必	2		1			認定科目	
		材料の強さと機械要素設計	選	2			1			
		流体の力学と熱エネルギー	選	2				1		
		機械材料と加工概論	選	2			1			
		計測工学	選	2				1		
		機械製図	必	1	1				認定科目	

教養教育科目の最低修得単位数	必修:10	選択:1	
専門教育科目の最低修得単位数	必修:43	選択:8	
卒業要件単位数	必修:53	選択:9	合計 62 単位以上

別表第2(第3条関係)

専攻科自動車工学専攻の授業科目履修表

授 業 科 目 名	必 選 別	単 位 数	授業回数(90 分、毎週当り)				備 考
			1 年 次		2 年 次		
			前期	後期	前期	後期	
自動車システム工学Ⅰ	必	2	1				自動車実務実習には、インターンシップ(200 時間)及び研究を含む。
自動車システム工学Ⅱ	必	2	1				
自動車電気電子工学	必	2	1				
自動車応用力学	必	2		1			
エンジン制御工学Ⅰ	必	2	1				
エンジン制御工学Ⅱ	必	2	1				
シャシ制御工学Ⅰ	必	2	1				
シャシ制御工学Ⅱ	必	2		1			
高度総合診断Ⅰ	必	1	1				
高度総合診断Ⅱ	必	1		1			
環境・安全管理	必	1		1			
自動車整備情報システム	必	1		1			
自動車品質管理	必	1		1			
高度自動車実験・実習	必	15	11	12			
自動車実務実習	必	23			17	18	

修了要件単位数	必修:59	選択:0	合計 59 単位
---------	-------	------	----------

別表第3（第20条関係）

理 由	日 数
ア 父母の葬儀（又は一親等以内の親族）	7日以内
イ 祖父母・兄弟姉妹の葬儀	4日以内
ウ 親族の葬儀 エ （削除）	3日以内
オ 天災等によって、家族の居住する家屋が失われ、又は著しく被害を受けたとき カ 天災等によって、家族が行方不明のとき	7日以内
キ 本学に所属するクラブ活動による公式競技等に参加するとき ク 個人として、国民体育大会等の選手に選考され公式競技会等に参加するとき	競技会等に参加するために必要とする日数に旅行日数を加えた日数
ケ 就職又は進学試験を受験するとき	1日